

陳 情 文 書 表

受付番号	第7号
受付年月日	令和3年1月18日
件名	<p>教育委員会の「目的外使用許可」を得た学校施設を、まち協が、雇用事務員の勤務場所として雇用契約を結び、「ふるさと地域交付金」の交付を受けています。「使用許可」を得た学校施設が「仕事場」になります。これは、「使用」ではありません。学校施設の目的外使用条例に反します。よって、二元代表制にもとづき、議会が、「行政に是正を求める」ことを陳情します。</p>
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要旨	<p><陳情の要旨></p> <p>教育委員会により、学校施設の「目的外使用を許可されたまち協」が、使用許可された場所を勤務場所＝「職場」＝「仕事場」にして雇用契約を結び、事務員を雇用し、まち協の管理運営事務に従事させ、その対価として給料を支払い、別途、「ふるさと地域交付金」の交付を受けています。また、雇用された事務員は、まち協の構成員ではありません。よって、これは、「使用」ではありません。</p> <p>問題は、「雇用契約」です。「目的外使用許可」に対して法的に問題があります。よって、予算、決算に問題が発生します。詳細は、教育委員会に対する別途の陳情を参照下さい。この陳情は、予算、決算に関する是正措置を求めるものです。</p> <p>学校施設の「目的外使用」に関して、他のまち協において、類似案件があれば同様に是正を求めます。</p> <p><<陳情事項①>></p> <p>法（条例を含む）に反すると訴えます。予算、決算に関係する内容です。よって、二元代表制にもとづき、法（条例）違反の有無を審議し、是正措置を求めます。</p> <p><<陳情事項②>></p> <p>法（条例を含む）に反していないと反論される場合は、教育委員会、顧問弁護士、常任委員会の法に則った説明を求めます。</p>
付託委員会	福祉教育常任委員会